

令和6年7月  
警察庁

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年5月31日から同年6月29日までの間、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集を行った結果、449件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第248号）
- (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第67号）
- (3) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（令和6年内閣府・国土交通省令第4号）

2 命令等の案を公示した日

令和6年5月31日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、本政令案等に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 449件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	397件
電子メール	45件
郵送	7件

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」関係

(1) 横断歩道又は自転車横断帯（以下「横断歩道等」という。）を表示する道路標識の設置に係る規定の見直しに対しては、

○ 一時停止すべきこととなる場合は、横断歩行者が優先されることが明白であるため、横断歩道標識は無くても問題ない。

といった御意見があった一方、

○ 横断歩道の存在を認識することが難しくなる。

といった御意見がありました。

今回の改正は、車両又は路面電車が必ず一時停止すべきこととされている場所等、仮に横断歩道等を表示する道路標識の設置を要しないこととしても、当該横断歩道等を横断しようとする歩行者又は自転車の安全を確保することができると思われる場所に限り、当該道路標識を設置しないことができることとするものであること等を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。

(2) 自動車の最高速度に係る規定の見直しに対しては、

○ 一日も早く施行してほしい。

といった御意見があった一方、

○ 新たな法定速度は20キロメートル毎時や40キロメートル毎時等とすべき。

○ 郊外の農道や山間部の道路のような、幅員は広いものの中央線等が設置されていない道路については、30キロメートル毎時の最高速度の対象から除外すべき。

○ 国民の理解を得つつ、丁寧な周知に努めてほしい。

といった御意見がありました。

今回の改正は、

○ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されていない一般道路に

における自動車の最高速度（以下「法定速度」という。）は、現在、60キロメートル毎時となっているところ、中央線等が設置されていない幅員の狭い一般道路については、自動車の速度抑制による安全対策を更に強化する必要がある一方、当該道路の全てにおいて道路標識等による最高速度規制を実施することは現実的ではないことから、その法定速度を引き下げることにより対応するものであること

○ 新たな法定速度については、「規制速度決定の在り方に関する調査研究報告書」（平成21年3月規制速度決定の在り方に関する調査研究検討委員会）において、「自動車速度30km/hまでが突発事象に対してドライバーが対処可能な速度」であるとされるとともに、自動車と歩行者が衝突した場合には「接触時の自動車速度が30km/hを超えると、歩行者・自転車が重大な傷害を負う確率は急激に高まる」とされていること等から、30キロメートル毎時とすることが適当であること

○ 新たな法定速度の対象となる道路のうち、30キロメートル毎時の最高速度とすることが適当ではないものについては、交通実態等に鑑み、30キロメートル毎時を超える最高速度規制を実施するなど、所要の対応を行うこととしていること

○ 施行期日については、今回の法定速度の見直しに伴い、交通実態に即した最高速度規制の実施等の施行準備や国民に向けた広報に要する時間を考慮して、令和8年9月1日としていること

等を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。

## 2 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

同内閣府令案に対する御意見はありませんでした。

## 3 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」関係 指示標示「横断歩道（201）」等の様式に係る規定の見直しに対しては、

○ 維持コスト等の面からも改正すべき。

といった御意見があった一方、

○ 白線の設置間隔を拡大すると、特に、塗料の凹凸を足で感じて横断歩道を認識している視覚障害者や視力の弱い人が横断歩道を認識しにくくなるのではないか。

○ 交通量が多く、摩耗しやすい場所は白線の設置間隔を拡大し、通学路は

従来どおりにするなど、柔軟に運用すべき。  
といった御意見がありました。

今回の改正は、

○ 白線の設置間隔を拡大することにより、タイヤの通過位置を避けて白線を配置することができることとなり、横断歩道を表示する道路標示がかすれにくくなるほか、より迅速かつ的確に当該道路標示の維持更新をすることができることとなり、横断歩道の利用者の安全を更に確保することができることとなること

○ 白線の設置間隔については、一律の拡大を求めるものではなく、道路形状や交通状況等に鑑みて個別に判断されるものであること

等を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。

また、白線の設置間隔を拡大した横断歩道については、関係者の御意見も踏まえながら、音響信号機とエスコートゾーンが設置されている場所について設置を行うなど、視覚障害者の方々の安全な横断に十分配慮した形で設置を進めてまいります。

#### 4 その他

本政令案等に対する直接の御意見ではありませんが、

○ 自転車に対する取締りの強化に関する御意見

○ 原動機付自転車の免許制度に関する御意見

○ 自転車や原動機付自転車の最高速度に関する御意見

等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、表記の適正化のため、所要の技術的修正を行いました。